

岡 財 第 7 7 8 号
平成22年10月13日

各 局 区 室 長
各 事 務 局 長
教 育 長
(主 管 課 扱 い) 様

財 政 局 長

平成23年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、岡山市予算規則第6条の規定に基づき、別添予算編成方針により平成23年度予算を編成するので通達する。

平成23年度予算編成方針

1 国の情勢と地方財政

我が国の経済情勢は、経済危機対策を含む累次の景気対策等の下支え効果やアジアを中心とした外需等によって、一部に景気の自立的回復に向けた動きも見られるものの、一方で、昨年来のデフレの影響やこのところの急速な円高の進行などが、海外経済の減速懸念と相まって我が国景気の大きな下振れリスクとなっており、依然厳しい状況にある。雇用情勢についても、平成22年9月の月例経済報告によると、持ち直しの動きがみられる一方で、依然失業率は高水準にあり、当面、その先行きに厳しさが残るとされている。

地方財政については、国において、「財政運営戦略」と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を平成22年度の水準を下回らないとはしているものの、その一般財源総額は社会保障費の自然増に対応する財源も含めた位置づけであることから、厳しい景気見通しの中、地方財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況である。

このような中で、歳入については、地方自治体向け国庫補助負担金改革の一環として、平成23年度から投資に係る補助金等の一括交付金化が予定されているが、国の予算編成過程等におけるその総額抑制の議論も示唆されているなど、今後の動向に留意する必要がある。

一方、歳出については、少子高齢化の進展等を背景に社会保障関係費などの財政需要が増大する中で、地球温暖化対策や経済雇用対策など政策課題にも積極的に対応していく必要があるほか、これまでの公共投資による公債費が大きな負担となっている状況にある。

2 本市の財政状況

本市では、市民事業仕分けや行政サービス棚卸しによる全ての事業の点検、見直しや、職員の採用凍結による人件費の抑制等、積極的な行財政改革を進めてきたことや、政令指定都市移行による財政効果により、平成21年度決算では、経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標が前年度に比べて改善するなど、財政状況の一部に改善が見られるところである。

しかし、市全体の借金の残高はなお多額であり、生活保護費や自立支援医療費などの扶助費等の義務的経費が今後も増加することが見込まれることを踏まえ、更なる行財政改革を行い、その財源を確保しなければならない。

このように、財政健全化への道筋は、着実に前進してはいるが、今後見込まれる厳しい社会経済情勢の中でも確固とした都市経営が行えるよう、これまで以上に行財政改革に力を傾注していく必要がある。

3 都市づくりの方向性

今日の市政に求められている課題は、こうした財政状況にあっても、政令指定都市にふさわしいまちづくりを進めるため、効率的で無駄のない有効な施策を構築、実施することである。このため、費用対効果を考慮した都市経営の観点から、新岡山市行財政改革大綱に基づいて、行財政改革に取り組み、着実に財政の健全化を推し進めなければならない。

その上で、市民の目線で策定した都市ビジョンに沿ったまちづくりを行うため、この都市ビジョンを骨格とし、市民協働で取り組むべき政策・施策の方向性を体系的に整理して、具体化した都市ビジョン[新・岡山市総合計画]（以下「新・総合計画」）に基づくまちづくりを推進していかなければならない。

このまちづくりを確かなものとするため、新・総合計画の体系に沿って全ての事業を位置付け、特に重点化する事業については、新・総合計画の実施計画として明記し、積極的に推進しているところである。

こうした中、本年6月に国において地域主権戦略大綱が策定され、「地域のことは、地域が責任を持って決め、実行したことに責任を持つ」という真の地域主権を実現する好機にある。

本市としても、政令指定都市のメリットを活かすとともに自らの都市経営能力を高め、政令市移行3年目としての更なる発展を目指して懸案事項や課題に果敢に取り組み、めざすべき都市像「水と緑が魅せる心豊かな庭園都市」「中四国をつなぐ総合福祉の拠点都市」の実現を図るものとする。

4 予算編成の基本方針

平成23年度予算は、現下の経済情勢を踏まえると、市財政を巡る厳しい環境の大きな好転が望めないことから、限られた経営資源を効率的・効果的に活用するためには、行政サービス棚卸しなどの事業の再点検をはじめ、徹底的に無駄をなくし、より一層の効率化を図ることが必要である。

歳入では、長引く景気低迷により、市税収入の先行きは依然として厳しい状況が懸念される場所であり、地方交付税についても、総務省の概算要求は昨年度と同程度となっているものの、今後の経済情勢の推移や国の予算編成の動向等を踏まえて予算編成過程で調整するとされており、決して予断を許さない。

一方、歳出では、扶助費等の社会保障関係費が引き続き増加することが予想されることに加え、政令市3年目として更なる発展を目指し、本市の持つポテンシャルを活かしながら、市民福祉の一層の向上や、活力あるまちづくりに資する事業などを積極的に推進していく必要がある。また、経済対策事業についても、国等の動向に連動しつつ、適切な対応が必要である。

また、長期的な財政の均衡を確保する観点から、財政調整基金等の取り崩しを極力抑制し、市債の発行についても、市債残高の減少に向けて、臨時財政対策債等の元利償還の全額が地方交付税に算入されるものを除き、引き続き抑制する方針である。

そのため、平成23年度の予算編成に当たっては、各局区室において、都市経営的な視点に立ち、自ら徹底的にムダを排除、そぎ落としした上で、都市ビジョンに沿って真に必要な事業を厳選して要求されたい。

なお、現時点における平成23年度収支見込みにおいて50億円を超える財源不足が見込まれていること、また、各局区室において積極的に見直しや創意工夫に取り組む必要があることから、平成23年度予算要求に向けても、シーリングを設定することとする。

その設定に当たっては、普通建設事業はシーリングの対象外としつつ地方負担額ベースで別途管理するなど、シーリング対象経費を見直した上で、本来ならば前年度当初予算額の93%とすべきところを、別紙のシーリング対象外事業に該当する経費を除いて95%（単独扶助費、維持補修費、貸付金は100%）とするので、既存事業については、徹底した経費の節減・合理化を図ると

ともに、新たな市民ニーズにも対応できるよう、各局区室で創意工夫を凝らした的確な予算の見積りを作成されたい。なお、差額の2%分は、予算査定の中で、個別事業の内容を加味することにより、メリハリを効かせた予算編成とすることとしている。

特に経済対策事業においては、県の基金事業を含め国の財源を伴った事業、またはその事業効果を増進させる単独事業について、新たにシーリング対象外事業とするので、国の動向を注視しながら、積極的な取り組みをすることとされたい。

平成22年度当初予算において、政令市としての発展を目指して、自由で柔軟な発想での予算要求を引き出す仕組みとして特別に設けた「政令市発展枠」事業については、事業の実績や効果等を踏まえての見直しを促す観点から、平成23年度予算要求では全て一旦一般の事業と同じ取扱いとする。

その上で、平成23年度予算においては、政令市移行3年目としての更なる発展を目指し、懸案事項や課題に果敢に取り組む予算要求ができる制度として、新たに「政令市特別推進事業」を設定し、シーリング対象外事業としての要求を認めることとする。

- (1) 政令市移行後の事業を、更に拡充・発展させることにより、市民福祉のより一層の向上や、活力あるまちづくりを推し進める事業
- (2) 政令市にふさわしく、新・総合計画の実現を推進する新たな事業
- (3) 平成23年度都市経営方針の重点化事業として検討しているもののうち、新・総合計画に対する貢献度が高く、その目標・効果が明示される事業

なお、上記「政令市特別推進事業」への要求については、各局区室からの特別推進事業にふさわしい事業の提案を、企画局審議監会議や都市経営会議の場で議論を重ね、成案を得たものに限る。

また、国の予算編成状況によっては、市の予算編成に大きな影響を及ぼすとともに、事業内容を大幅に見直さざるを得ない場合もあることから、各局区室において、国の状況を十分に把握し、機動的に対応できるよう準備されたい。

各局区室においては、この基本方針の下、事業の緊急性、必要性、優先度等の観点から重点化を図るとともに、徹底した経費の節減・合理化を図り、的確な予算の見積もりを作成して、別に定める期日を厳守の上、提出されたい。

[別紙]

シーリング対象外事業

- 1 国（県の基金事業含む）の財源を伴う経済対策事業
（市単独事業で経済対策事業の効果を増進するものを含む）
- 2 宝くじ助成事業の対象となる新規ハード事業
- 3 政令指定都市としての更なる市政の発展に資する事業（特別推進事業）
- 4 電算打出しの人件費
- 5 扶助費（法定義務分のみ）※単独分は対象内事業
- 6 積立金
- 7 公債費
- 8 予備費
- 9 その他財政課において特に認める事業